

秋田市広告掲載要綱

平成19年10月31日

市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を、民間企業等の広告を掲載し、又は掲出する媒体（以下「広告媒体」という。）として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載等の目的)

第2条 市の資産への広告の掲載又は掲出（以下「広告掲載等」という。）は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図るとともに、民間企業等の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において広告媒体とは、次に掲げる市の資産のうち、広告掲載等が可能なものをいう。

- (1) 市の広報および印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市有施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告媒体として活用できる市の資産で市長が適当と認めたもの

(掲載等禁止広告)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載等はしないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (5) あたかも市が推奨しているかのような誤解を市民に与えるもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載等を行うことが適当でないとして市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載等を行うことができない業種、広告の内容に関する基準、その他の広告掲載等の適否を判断するための具体的な基準は、別に定める。

(広告媒体の決定)

第5条 広告掲載等を行う広告媒体は、当該広告媒体を所管する課所室長が別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告媒体に掲載し、又は掲出する広告の規格、掲載位置等は、広告掲載等を行う広告媒体ごとに当該広告媒体を所管する課所室長が別に定める。

(広告の募集方法等)

第7条 広告媒体に掲載し、又は掲出する広告の募集、選定等の方法は、広告媒体ごとに、その性質に応じて当該広告媒体を所管する課所室長が別に定める。

(審査機関)

第8条 広告掲載等の適否について審査するため、秋田市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は総務部長を、委員は総務部次長、総務部総務課長、企画財政部財政課長、総務部管財課長、市民生活部市民相談センター所長、都市整備部都市総務課長および教育委員会事務局生涯学習室長をもって充てる。

3 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体および審査の内容に関連する課所室長を臨時の委員として加えることができる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議は、広告掲載等に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告掲載等を行う広告媒体を所管する課所室長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の施行日以降に行う市の資産への広告の掲載又は掲出について適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。